施策13-2 障がい者福祉の推進 基本事業2 障がい者の相談支援体制の強化

(主担当:地域保健課)

主な取組内容

1. 広域的、専門的な相談体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、関係機関の連携強化など、障がい者のニーズに適切に対応した相談体制の整備に取り組みます。

1 精神障がい者保健福祉相談指導事業

(1)精神障がい者保健福祉相談状況

在宅の精神障がい者及びその家族に対し、社会復帰の促進や自立と社会参加の促進のための相談を行いました。また、月1回、専門医による精神保健福祉相談を行いました。

区分	面接件数		訪問件数		電話等件数
年 度	実人員	延人員	実人員	延人員	延件数
令和2年度	47 (19)	64 (19)	38	82	867
令和3年度	59(13)	89 (13)	35	93	1, 282
令和4年度	63 (17)	123 (17)	55	126	842

^{※()}内は、専門医による面接相談件数(内数)